

○青色事業専従者給与とは

青色申告者が、生計を一にする親族のうち、事業に専従する人に支払う給与は、一定の要件により必要経費に算入することができます。

青色事業専従者(その年の12月31日現在で15歳以上)	
その年を通じて6か月を超える期間、事業に専ら従事すること。ただし、婚姻等により年の途中で事業に従事することができなくなったときは、従事できる期間の2分の1を超える期間、専ら従事すること。	
届 出	
適用を受けようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合には、その事業を開始した日や専従者がいることとなった日から2か月以内)に、税務署に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出します。 昇給等により届出内容を変更する場合には、遅滞なく変更届出書を提出します。	
適 用 用 件	
ア	「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した方法にしたがって、その金額の範囲内で給与の支払いをすること
イ	次の点に照らし労務の対価として相当であること <ul style="list-style-type: none"> ・労務の従事期間、労務の性質および提供の程度 ・事業に従事する他の従業員の給与状況やその地域の同種事業で規模が類似するものに従事する人が受ける給与の状況 ・その事業の規模や収益の状況

○白色申告者の場合は事業専従者控除を受けることができます。

白色申告者と生計を一にする親族(その年の12月31日現在の年齢が15歳以上)のうち、事業に専従する人については、次の「ア」と「イ」のうちいずれか少ない金額を必要経費に算入します。

ア	50万円(配偶者は86万円)
イ	$\frac{\text{事業所得の金額} + \text{不動産所得の金額} + \text{山林所得の金額}}{\text{事業専従者の人数} + 1}$

○白色申告者との比較

青色事業専従者は、働きに応じた分だけ給与が支給できますので青色申告のほうが白色申告と比べて断然有利と言えます。